

## 第8回「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会」議事録

日時：平成19年12月6日（木） 13：00～15：00

場所：滋賀県庁東館7F大会議室

### 【議 事 次 第】

－開 会－

1. 規約の変更および昨年度協議会の経過報告
  - ① 協議会の規約の変更
  - ② 昨年度までの協議会の経過報告
  - ③ 第7回協議会議事録の確認
2. 行政内情報伝達演習および洪水避難訓練の結果報告
  - ① 行政内情報伝達演習
  - ② 草津市における洪水避難訓練
3. 平成19年度の検討項目について
4. 討議
  - ① 避難に関する情報について
  - ② 円滑かつ迅速な避難を確保するための措置の促進について  
(水防法第15条関連)
  - ③ 土地利用のあり方について
5. その他
  - ① 滋賀県流域治水基本方針の検討経過について
  - ② 地域防災力に関するアンケート調査について

－閉 会－

#### [配付資料]

- |       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 資料-1  | 協議会規約                                     |
| 資料-2  | 昨年度までの協議会の経過及び平成19年度の検討項目について             |
| 資料-3  | 第7回協議会 議事録                                |
| 資料-4  | 行政内情報伝達演習について                             |
| 資料-5  | 草津市洪水避難訓練について                             |
| 資料-6  | 検証結果を踏まえた情報内容の修正案について                     |
| 資料-7  | 円滑かつ迅速な避難を確保するための措置の促進について<br>(水防法第15条関連) |
| 資料-8  | 土地利用のあり方について                              |
| 資料-9  | 滋賀県流域治水基本方針の検討経過について                      |
| 資料-10 | 地域防災力に関するアンケート調査について                      |

【議事メモ】

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事

(1) 規約の変更および昨年度協議会の経過報告

○資料-1～3について、順次事務局より説明。

【報告内容及びご意見】

—協議会規約の変更—

●事務局から協議会規約の変更点について説明し、規約の改訂に関して了承を得た。

—昨年度までの協議会の経過報告—

●事務局から昨年度までの協議会の経緯について説明を行った。

—第7回協議会議事録の確認—

●事務局から第7回協議会議事録について説明を行った。

→議事録の内容について了承を得た。

(2) 行政内情報伝達演習および洪水避難訓練の結果報告

○資料-4～5について、順次事務局より説明。

【報告内容及びご意見】

—行政内情報伝達演習—

●事務局から行政内情報伝達演習について報告を行った。

→演習の結果から得られた課題とその対策について検討しており、今後訓練などによりスキルアップを図りたいと考えている。[事務局]

—草津市における洪水避難訓練—

●事務局及び草津市より草津市における洪水避難訓練について説明を行った。また、当日の訓練の様子についてとりまとめた映像による紹介も行った。洪水避難訓練で確認できた事項についてまとめると以下のとおりである。

①昨年度検討した避難の目安となる指標については概ね妥当であることが確認された。

②避難訓練の参加者からは、避難を呼びかける放送が聞こえない、あるいは、その内容が分かりにくい等の意見が非常に多かった。

③洪水ハザードマップについて、避難場所や避難経路について半数程度の方しか確認されていない。

④避難訓練の参加者からは、訓練が有意義であった、また、参加することで洪水に対する意識が大きく変わったなどの意見が得られた。

- 草津市より、洪水避難訓練の結果を受け、洪水発生時の本部体制や体制に移行する基準などについて見直した内容について報告があった。
- 深夜や休日など対応が遅れる可能性がある場合について検討しておくべきではないか？ [寶教授]
- 災害対策本部の非常用電源はどのように確保されているか？ [河地教授]  
→ 自家発電装置があります。 [草津市]
- 町内会長宅などに設置されている防災行政無線は電池式ですか？ [河地教授]  
→ 電池式です。 [草津市]
- 洪水時に落雷する可能性があり、一部の通信系統が使用不能になる場合があることから、その対応を考えておく必要がある。 [津森所長]
- 洪水避難訓練時の洪水ハザードマップの保有率は80%程度のようなのですが、それ以降、保有率の調査は行っていますか？ また、洪水避難訓練に参加された方は要援護者を含んでいましたか？  
草津市が洪水避難訓練の結果を受け、情報伝達体制等を見直したことは評価できる。  
要援護者施設への情報提供や避難体制についてはどのような状況か？ [多々納教授]
- 実際に洪水が発生した場合には、災害対策本部に多くの問い合わせやクレームが発生すると思いますがその対応は十分か？ 災害対策本部は、多くの情報が入ることから情報が錯綜し、混乱をきたしそうな状況が想定される。問い合わせ等に対しスムーズに対応できるか検証する必要があるのでは？ [多々納教授]
- 要援護者施設や要介護者や独居老人などに対し情報伝達の検証を行う必要があるのでは？ [寶教授]

### (3) 平成19年度の検討項目について

- 事務局から本年度の検討項目について説明し、検討の実施に関して了承を得た。
- 今回の検討はどういった形でとりまとめまるのか？ [多々納教授]  
→ 啓蒙的なものと共通の考え方をとりまとめたマニュアルの様なものの2つの形を考えている。草津市の洪水避難訓練を例にとると、訓練で得た課題を協議会で報告することで情報共有する形で役立てていければと考えている。 [事務局]

(4) 討議

○資料-6～8について、順次事務局より説明。

【報告内容及びご意見】

—避難に関する情報について—

●事務局から草津市の洪水避難訓練での課題を踏まえた避難に関する情報内容(案)について説明があり、事務局の提示した案で了承を得た。

—円滑かつ迅速な避難を確保するための措置の促進について(水防法第15条関連)—

●事務局から水防法第15条に関する説明と現状における各市の対応状況について説明があった。

●避難場所は面的に一様でないことから、敦賀市では、民間の屋根付の駐車場を利用できるように依頼し、了承を得た事例がある。[寶教授]

●滋賀県の管理する河川の浸水想定区域図について、今年度末あるいは来年度を目途に現在作成中で、これについても活用できればと考えている。[勢田技監]

●水防法第15条には要援護者施設に対する避難計画を作成する旨の記述がない。

[河地教授]

→要援護者の避難支援計画を定めることに関する法律の条令はありませんが、災害対策基本法の中に、国は防災基本計画を作成し、その基本計画の中に災害時の要援護者の避難支援体制を整備すること、地方公共団体は防災上必要な措置を講ずることとなっている。[滋賀県防災危機管理局]

●在宅の要援護者への対応等については自主防災組織や民生委員などが中心となり、災害対策本部と密に連絡を取るなどして対応するしかないのでは？[河地教授]

→在宅の要援護者の情報そのものの把握が難しいのが現状であり、また、市が持っている情報を用いるのも個人情報の問題もあって難しい。

民政員の方などの協力が中心になって対応して頂く必要があると考えているが、民生委員の方も現状をほとんど把握していない状況であり、今後は登録の方法など検討していく必要があると考えている。[大津市]

—土地利用のあり方について—

●事務局から土地利用のあり方に関する検討の目的、実施方針、アウトプットイメージなどについて説明があった。

●土地利用のあり方について議論を進めていく上で、次の2点を理解して欲しい。

- ・検討する箇所が決定しているわけではなく、ケーススタディとして検討しやすい箇所としてあげている。
- ・河川整備には多くの時間がかかり、また、全ての地域で整備ができるわけではないという現状を共通認識として持ち、どのようにしていけばいいか考えて欲しい。

[勢田技監]

●規制や条例を適応させた場合に、現状ですべて不適格になるようなものは、現実問題としてむずかしい。適切な落としどころを考えておく必要があるのでは？[大津市]

→河川管理者と町づくりの方との考え方の相違があることから、まず、価値観の共有などを目指す必要がある。ケーススタディを実施していく上でもその確認を最初に行う必要があると考えられる。[勢田技監]

●規制の根拠法令としては建築基準法第 39 条の災害危険区域の指定だとおもいますが、災害危険区域の指定の方法に考えてみてはどうか？[多々納教授]

●フランスでは土地利用の計画と水害保険が連動しており、水害の被害を受けると保険料が高くなり、結果的にその土地に済むと多くのコストがかかることになるようなシステムになっている。水害の認識が土地の利用を規制する形となっている。[多々納教授]

●土地利用のあり方の方向性を決定するとはどういう意味ですか？ [寶教授]

→土地利用のあり方について考えるケーススタディを実施することで、いくつかの対処方法を検討し、地域の特性と対処方法の関係を整理し、最終的には住民を巻き込んだ合意形成ができればと考えている。[勢田技監]

●地域の状況を示す資料を提示することで、自主規制を促すというアプローチはできないか？  
[河地教授]

#### (5) その他

○資料-9～10について、順次事務局より説明。

#### 【報告内容及びご意見】

—滋賀県流域治水基本方針の検討経過について—

●事務局から滋賀県流域治水基本方針の検討経過について説明があった。

—地域防災力に関するアンケート調査について—

●事務局から地域防災力に関するアンケート調査とその実施状況について説明があった。

#### 5. 閉会

以 上